

# 記入例

規則第6号様式（第11条関係）

## 定款変更届出書

(注) 法人によって定款の記載内容は異なります。  
法人の定款に合わせて修正して作成してください。

年 月 日 提出日

三重県知事 様

主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人の名称  
代表者氏名  
(電話番号)

印

法人印

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

### 記

#### 1 変更の内容

変更前	変更後	変更した時期
(公告の方法) 第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。	(公告の方法) 第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、 <b>法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。</b>	○年○月○日 定款変更を議決した社員総会の日

#### 2 変更の理由

貸借対照表の公告方法を定めるため。

裏面の【NPO 法改正に伴う「公告の方法」の定款記載例】を参考に、公告の方法を選んでください。

## NPO法改正に伴う「公告の方法」の定款記載例

改正NPO法が平成29年4月1日に施行するのに伴い、NPO法人は以下の①～④の方法のうち定款で定める方法により、貸借対照表を公告することが義務付けられました（新法第28条の2第1項）。

よって、以下の定款記載例を参考に公告方法を定めてください。

### ①【官報に掲載する方法】

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

※現行定款と同じならば、定款変更の必要はありません。

### ②【日刊新聞紙に掲載する方法】

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、三重県において発行する〇〇新聞に掲載して行う。

### ③【電子公告をする方法】

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

### ④【主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法】

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。